

# 商品概要説明書

## 積立式定期貯金（エンドレス型）

（平成27年4月1日現在）

1. 商品名	○積立式定期貯金（エンドレス型）
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○積立期限には定めがありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月）のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	(個人) ○各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 (法人・任意団体) ○スーパー定期貯金（単利型）の約定利率を適用します。 ○払戻時に一括して支払います。 (個人) ○期日指定定期の計算方法を適用します。 (法人・任意団体) ○スーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。 ○個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
7. 手数料	———
8. 付加できる特約事項	○個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。  〈スーパー定期貯金の場合〉 以下の預入期間に応じた利率で計算します。 A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%

	<p>C. 1年以上2年未満 …… 約定利率×70%</p> <p>&lt;期日指定定期貯金の場合&gt;</p> <p>以下の預入期間に応じた利率で計算します。</p> <p>A. 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 …… 約定利率(2年以上の利率)×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 … 約定利率(2年以上の利率)×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 … 約定利率(2年以上の利率)×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 … 約定利率(2年以上の利率)×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 … 約定利率(2年以上の利率)×90%</p>
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<p>○保護対象</p> <p>当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク管理課(電話:054-288-8416)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所(電話:054-284-9913)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記リスク管理課または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
12. その他参考となる事項	_____

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A静岡市